

## 土岐市病院事業改革プラン推進委員会設置要綱

平成 30 年 2 月 28 日決裁

(設置)

第 1 条 土岐市病院事業新公立病院改革プラン（以下「新改革プラン」という。）の推進等に関し、必要な事項を調査し、及び審議するため、土岐市病院事業改革プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項につき調査し、及び審議するものとする。

- (1) 新改革プランの推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は委員 10 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 副市長
- (3) 土岐市立総合病院院長
- (4) 土岐市議会の代表
- (5) 土岐市住民の代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する任務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長の承認の上、委員以外のものが会議に出席することができる。  
(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総務部総合政策課において処理する。  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、第2条に定める任務が終了したとき、その効力を失う。